2　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される一二月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き上げることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）

3　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される六月期及び一二月期の期末手当の支給割合をそれぞれ一〇〇分の一六五とすることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）

4　この法律は、公布の日から施行し、1及び2は、平成二九年四月一日に遡って適用することとした。ただし、3は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三〇五号）（原子力規制委員会）

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二九年法律第一五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成三〇年四月一日とすることとした。

◇放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三〇六号）（原子力規制委員会）

1　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三二年法律第一六六号）に基づく廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素等を核燃料物質等とみなして適用する法令を定めることとした。（第二〇条の三関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二九年法律第一五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三〇年四月一日）から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三〇七号）（防衛省）

1　自衛官に係る勤勉手当の支給割合の改定に伴い、若年定年退職者給付金の額の調整に関し必要な給与年額相当額の計算方法を改めることとした。（第二四条関係）

2　管理又は監督の地位にある職員に支給される俸給の特別調整額を改めることとした。（別表第四関係）

3　国の行政機関の内部部局の業務等に従事する職員に支給される本府省業務調整手当の支給月額を改めることとした。（別表第四の二関係）

4　この政令は、公布の日から施行し、2及び3は、平成二九年四月一日に遡って適用することとした。

法　律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十七号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項第一号中「四十一万三千八百円」を「四十一万四千三百円」に改め、同項第二号中「五万六百円」を「五万七百円」に改め、同項第三号中「第十一条の九」を「第十一条の九第一項」に改める。

第十九条の七第二項第一号イ中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の百五」の下に「、十二月に支給する場合には百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五）」を加え、同号ロ中「百分の九十二・五」を「、六月に支給する場合には百分の九十二・五、十二月に支給する場合には百分の九十七・五」に改め、同項第二号イ中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の五十」の下に「、十二月に支給する場合には百分の四十五（特定管理職員にあつては、百分の五十五）」を加え、同号ロ中「百分の四十七・五」を「、六月に支給する場合には百分の四十七・五、十二月に支給する場合には百分の五十二・五」に改める。

附則第十一項中「勤勉手当減額対象額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の一・五七五」の下に「、十二月に支給する場合には百分の一・四二五（特定管理職員にあつては、百分の一・七二五）」を加え、「にあつては、勤勉手当減額基礎額に」を「には、勤勉手当減額基礎額に、六月に支給するときは」に改め、「百分の百五」の下に「、十二月に支給するときは百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五）」を加える。

別表第一から別表第十までを次のように改める。